2012年度野洲市予算に関する要望書

野洲市長山 仲善彰 様

2011年12月27日 日本共産党野洲市議会議員団 団 長 小 菅 六 雄 野 並 享 子 太 田 健 一

東日本大震災·東京電力福島第一原発事故から9カ月が経過しました。しかし、被災地の復興及び原発事故の収束はいまなお見通しも立ちません。加えて、長引〈不況の中、国民の生活も一層苦しさを余儀な〈されています。

しかし、野田内閣は、復興増税の強行、消費税増税の推進、TPP参加協議の強行など推し進めています。言うまでもなく、TPPは日本農業の崩壊だけでなく、食の安全性、医療、金融、雇用など、あらゆる分野で国民生活を脅かすものに他なりません。

このような時、いま必要なことは、大震災の復興と原発事故の収束、円高問題など、国民の命と暮らしを守る政治であります。野洲市政が、緊急の課題として、原発からの撤退、TPP参加断念の立場に立たれるとともに、市民の暮らしを守る市政を推進されることが緊要であります。

よって、2012年度の野洲市予算編成にあたり、以下の事項を反映されるよう要望します。

行財政

- 1. 平成24年度は集中改革プランを見直す時であり、市民負担増とサービス切り下げた施策の復活をされること。
- 2. 総合計画の見直しがされた。今後のまちづくりは、均衡ある土地利用及び大企業に頼る行財 政運営から地域産業の振興を基本に進められること。

防災

原発からの撤退、自然エネルギーへの転換を国に求められること。

本市は福井原発群から約60kmであり、ひとたび事故が起これば深刻な事態となる。老朽化原発の廃炉、新規建設中止、もんじゅ廃止などを国に求められること。

市防災計画の抜本的な見直しを行い、原発事故を想定したものにされること。また、避難体制や防災用機材、食料備蓄を見直し、拡充されること。

消防団及び自主防災組織への支援を強化されること。

市町村消防の広域化に反対されること。

幼稚園及び保育園の耐震化を早期に行うこと。

医療·福祉

1 野洲病院は本市にとって地域医療の中核をなす医療機関である。現在、今後の野洲病院のあり方が検討されているが、市民の健康を守る地域医療機関を基本とされること。

2 介護保険

第5期介護保険料の見直しにあたっては、財政安定化基金及び介護給付費準備基金を取り 崩し、保険料の値上げをされないこと。また、国庫負担金及び調整交付金を引き上げるよう国 に求められること。

特別養護老人ホームの待機者は増加の一途である。公的保険制度でありながら必要なサービスを受けられない事態の打開へ、特別養護老人ホームの整備を推進されること。またショートステイの増床を図られること。

現在、2012年度からの制度見直しが検討されている。その内容は、軽度者の自己負担引き上げ、生活支援サービスの縮小、高所得者の自己負担引き上げ、ケアプラン作成の自己負担導入などである。それでなくとも重い負担を課することは、保険料支払い困難や介護サービス抑制につながりかねない。よって、このような制度改正は行わないよう国に申し入れされること。

3 国民健康保険

国民健康保険を広域化しても根本的な運営打開や改善につながらない。自治体の独自施策

の廃止や国保税の引き上げになるだけでなく、きめ細かな運営や相談活動も困難になる。このような広域化は進められないこと。また、国に国庫負担の増額を求められること。

高い国保税により支払い能力を超えており滞納世帯が増加している。誰もが払える国保税へ、一般会計からの繰り入れを増やすなどして、一世帯一万円の引き下げをされること。また市独自の減免制度を拡充されること。

資格証明書や短期保険証の機械的な発行をやめること。市民に親切な納税相談を実施されること。

国民健康保険法第44条に基づ〈医療費減免制度を実施されること。市内の開業医や病院での無料低額診療制度の実施を推進されること。

4 子育て支援

幼保一元化による「子ども園」の保育料を「時間単価」を検討されている。この保育料設定では低所得者層及び長時間保育を必要とする世帯の排除につながりかねず、実施されないこと。 保育園を充実し、幼稚園での預かり保育はやめられること。

病児・病後児保育所を設置されること。全保育所に看護師を配置されること。

現在、進められようとしている保育所の一体化、交付金化を含む「子ども・子育て新システム」の拙速な法制化ではなく、現行保育制度を拡充し、すべての就学前児童の健全な成長・発達を保障する予算措置を行うよう国に要望されること。

5 医療・保健・在宅福祉

後期高齢者医療保険制度は、年齢による差別や保険証の取り上げと、天井知らずに上がる保険料など多くの問題を抱えており廃止を国に要望されること。

中学校卒業までの通院医療費無料化をされること。同制度は国の施策として実施するよう強く要望されるとともに、福祉医療を理由とした国庫負担の減額(ペナルティ)を行わないよう求められること。

緊急通報システムの所得制限を拡大し、二人暮らしや昼間高齢者だけになるかたも利用できるようにされること。

福祉タクシーチケットの初乗り運賃制度は、公共施設や病院に近い居住者と、遠い居住者とでは不公平になるため、改善されること。

妊婦検診の完全無料化をされること。

子宮頸がんワクチン接種は完全無料化をされること。

6 生活保護

生活保護の「有期制」の導入には反対されること。また、昨年度より母子加算は復活したが高齢者加算なども復活するよう国に要望されること。

親身な相談に徹し、相談窓口で、すべて受付を行い、申請用紙を渡されること。

深刻な不況や雇用のもと生活保護行政のあり方が問われている。これまで国が進めてきた「行き過ぎた適正化」を是正されること。

生活保護行政における専門性と継続性から、ケースワーカーの増員、とりわけ、職員の研修体制の強化を図ること。

教 育

- 1. 文部科学省が35人学級推進の方針を明らかにし、段階的に取り組むことにした。この制度を活かしながら、本市でも30人学級の取り組みを積極的に推進されること。
- 2. 幼稚園の学級規模は30人とされること。子どもの適切な保育条件へ、3歳児は20人学級とされること。
- 3. 不況下の中、仕事減や収入減により暮らしは大変である。現在の就学援助基準は実態に合っておらず、これを生活保護基準の1・5倍にされること。

4. 給食について

給食材料に外国産を使用しないこと。地産地消を追求し、地元農産物の利用を増やされること。

魚·野菜などの残留放射能の測定をし、体内被曝を防止すること。 中学校における給食は、最後まで食べられるように、給食時間を確保されること。

まちづくり

- 1. アサヒビールからの買い取り土地を含む野洲駅前周辺整備については、文化・歴史・伝統を継承し、市民が願う安全・安心・便利のまちづくりを進められること。そのための景観条例の策定を急がれること。また、整備については、まちづくり全体を視野に入れ、市民からなる検討員会を設置されること。
- 2. 若者が住み続け定着するまちへ、新婚夫婦の新築への固定資産税減免制度や家賃補助制度を実施されること。
- 3. 循環バスについては、増便及びこれまで運行されていなかった自治会への乗り入れなど一定 改善され、更にコースの増加をされるなど改善がされるが、引き続き、早朝及び日曜日運行や、 利便性を高めるために運行本数の増加をされること。
- 4. 本市でも高齢化及び周辺部での公共交通機関であるバス路線の廃止や減便が進む中、「買い物弱者」が増加している。よって、市内で営業する商業施設に対して「買い物宅配制度」の 実施を市としても要望されること。

- 5. 同和行政は終結されること。個人・団体への特別対策(施策)は廃止されるとともに、必要なものについては一般行政の中で全市民を対象とされること。人権啓発事業などについては、市民の自主的なものをのぞいては廃止されること。部落解放同盟に報告するような、「落書きマニュアル」はやめて、市が主体性を持って解決すること。
- 6. 大津湖南都市計画道路は本市にとっても重要な幹線道路となる。早期の整備へ、国県に働き かけること。
- 7. 都市計画道路北口線については、住民との協議を図ること。
- 8. エコハウス補助金は断熱化が条件とされているが、太陽光発電や効果率給湯器単独でも活用できる制度とされること。
- 9. 新クリンセンターの建設については地元合意のもと進められること。施設については資源リサイクルの観点から、プラスチックは分別収集を継続されること。
- 10.環境問題に取り組む市民団体へ積極的な支援をされること。
- 11. JR柿の木踏切及び新踏切は通学路でもあり、踏切の拡幅と歩道設置をされること。

産業

- 1. 引き続く、不安定雇用のもと、市内大企業に対して安定雇用の確保を申し入れされること。
- 2. 市経済の中心をなす市内中小企業の理念と施策を明らかにした「野洲市中小企業振興条例」 を制定されること。地域経済に大きな効果をもたらす「住宅リフォーム補助制度」「小規模改善 工事登録者制度」を創設されること。
- 3. 工業振興助成制度について、資本金10億円以上の企業についてはこれを廃止されること。
- 4. 政府が進めようとしている環太平洋経済連携協定(TPP)は野洲市農業に壊滅的打撃を受ける。さらに、関連産業を始め雇用や地域経済にも深刻な影響を与える。よって、政府に参加協議・協定締結をやめることを申し入れされること。
- 5. 現行「環境こだわり農業」は平成23年度から新たな事業に改正されようとしている。改正となれば本市でもほぼ全部が対象外となる。よって、新制度の改善を政府に申し入れされること。
- 6. 野洲市農業の振興へ、本市農業の理念と施策を明らかにした「野洲市農業振興条例」を制定

されること。なお、現在、策定が進められている農業振興計画は実行性あるものするために、計画の推進を図る委員会を設置されること。